浜松怪童クラブ会則

第1章　総則

（名称）

第1条　1975年創立の本クラブは「浜松怪童クラブ」と称する。

（目的）

第2条　1　本クラブは40歳以上のサッカー愛好者が一堂に会し、プレイを楽しむことにより　心身のリフレッシュをはかり、併せて懇親を深めることを主目的とする。

2　県内外の同好の士との練習会・各種大会・フェスティバル等を通じて交流を図る。

3　本県西部地区のサッカーの発展に寄与する。

（事業）

第3条　1　日本サッカー協会および静岡県サッカー協会承認の各種大会への参加。

2　西日本OBサッカー連盟承認の各種大会への参加。

3　東海サッカー協会承認の各種大会への参加。

4　静岡県サッカー協会シニア委員会（JFA 全日本 0-60、0-70 サッカー大会）、浜松市サッカー協会（ねんりんピック）等への選手の派遣

5　本クラブの目的達成のための諸行事の実施と参加。

（事務所）

第4条　本クラブの事務所は、事務局所在地に置く。

（会員）

第5条　1　本クラブの目的に賛同する40歳以上の者。

2　会員は次の４区分により登録する。

イ）正会員　本クラブのすべての事業に参加することができる。

ロ）準会員　40 歳未満で、数年後に正会員になることを前提として、本クラブの練習に参加できる。

ハ）特別会員　浜松医大の関係者で本クラブの事業に参加できる。

ニ）名簿会員　本クラブの目的に賛同し、懇親会等に参加できる。

3　全ての会員は、本クラブの事業である練習、試合その他の行事に参加した際における病気や怪我、または事故等については、自己責任とする。

4　第５条２のイ）とロ）の会員は毎年「年度登録票」および「健康調査票」を事務局に提出する。

（入退会等）

第6条　1　入会希望者は、会員の推薦に基づき所定の手続きを経て役員会の承認を得る。

但し、役員会は、２ヶ月に１度の為、手続き期間中でも練習会には参加できる。

2　休・退会希望者は、事務局に申し出る。年度途中の休・退会者には会費その他の納付金は一切返金しない。

3　連絡なく5月末日までに年会費未納の者は退会とみなす。

4　本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき役員会の審議を経て除名することが

できる。

（会費・会計）

第7条　1　本クラブ会員は、年会費等を納入しなければならない。（内規1）

2　本クラブの経費は、会費・寄付金等で賄う。（内規2）

3　役員会で必要と認めた場合は、特別会費を徴収することができる。

4　本クラブの会計年度は、4月から翌年3月までとする。

（クラス分け）※クラス分に関しては、毎年更新の為、第４章第 16 条附則には記載されません

第8条　1　本クラブのサッカー活動単位は、次の６クラスとする。

イ）PRクラス(プラチナロイヤル)　～O-80　1944 年４月１日以前生まれの選手

ロ）SRクラス(スーパーロイヤル)　～O-75　1949 年４月１日以前生まれの選手

ハ）Rクラス(ロイヤル)　～O-70　1954 年４月１日以前生まれの選手

ニ）Vクラス(ベテラン)　～O-60　1964 年４月１日以前生まれの選手

ホ）Aクラス(アダルト)　～O-50　1974 年４月１日以前生まれの選手

ヘ）Bクラス(ボーイ)　～O-40　1984 年４月１日以前生まれの選手

2　静岡県シニアリーグの選手登録の年齢規定は、リーグ実施要綱による。

第2章　組織

（役員）

第9条　1　本クラブ役員は、会長・副会長・事務局長・副事務局長・会計部長・会計副部長・運営部長・運営副部長・技術部長・技術副部長・各クラス代表・副代表・監督・副監督とする。

2　各クラスに、スタッフ(キャプテン・リーグ委員(連絡)・会計)を置く。

3　運営部直轄でスタッフとして各クラスに運営委員正・副を置く。

4　技術部直轄でスタッフとして各クラスにコーチ正・副を置く。

5　運営部は、会長又は運営部長の要請で、部会会議を招集することができる。
また、必要に応じて実行委員会を設置することができる。

6　技術部は、会長又は、技術部長の要請により部会会議招集することができる。

7　全ての役員とスタッフには、正・副を置くこととし、副は正の推薦による。副は正を補佐し、不在時は代行となる。

8　役員は、各クラスで推薦し役員会で選出し、総会の承認を得て委嘱する。

9　スタッフは、各クラスで選出し、役員会の承認を得て委嘱する。
但し、各クラスで選出できかねた場合は、会長、事務局長及び各クラス代表で調整委員会を設置し、そこで調整することができる。

10　役員および会計監査の任期は2年、スタッフの任期は1年とし、いずれも再任を妨げない。

11　正の任期終了後、原則として副が正となる。

12　役員が任期途中で退任する場合、後任は役員会の承認を得て委嘱する。
任期は前任の終了までとする。

13　役員会の推薦により顧問、健康相談顧問を置くことができる。

14　役員は他の役員、スタッフを兼務することができる。

15 JFA全国シニア大会出場クラス(O-40, O-50)選手・スタッフは各クラスで選出し、役員会で決定する。

（役員の任務）

第10条　1 会長は、本クラブを代表し統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長代行となる。

3 事務局は、事務全般の統括、諸会議への出席、イベント開催の計画・準備、総会・役員会の開催準備、会議等の記録、各種資料の保管、マスコミ等の対応、新会員の募集を担当する。事務局の作業分担を目的に補助員を募集し、サッカー協会登録、スポーツ保険への登録及び傷害への対応、会員名簿整理等の作業を担当させることができる。

4 各クラス代表は、各クラスを統括しその活動を調整し対外的なイベント等の連絡を受けすみやかに対応する。

5 運営部は本クラブ主催・主管の大会・イベントの計画・運営を担当する。又、各種大会、招待試合、イベントへの参加についてクラス代表と連絡を取り、クラス毎に参加形態・参加者の取りまとめ等を行う。対応結果は事務局に報告する。

6 会計監査は、本クラブの経理状況を監査する。

7 会計部は、本クラブ運営の予算・決算およびその他一般経理関係事務を担当する。

8 技術部は、各クラスコーチと連携し、試合・練習会の計画と指導に当たるとともに本クラブ会員の技術向上と体力増強と健康維持のための計画と実施にあたる。

（役員会の構成）

第11条　1 役員会は、第9条1に定める役員で構成する。

2 各クラス代表と監督は正のみの出席とする。但し、正が出席できない場合は副が出席する。

3 役員会には、会長の承諾を得て、会計監査、顧問、健康相談顧問及び、役員以外でも必要に応じて出席を要請することができる。

（役員会の任務）

第12条　1 役員会は会長が招集し、本クラブの予算・決算、事業計画等を審議し、その議案を総会に提出する。

2 役員会は、定例会として奇数月(2ヶ月に一度)に開催し、必要に応じて臨時に招集することができる。

3 役員会の議長は、事務局長とする。

4 役員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

5 本会則に定めのない事項は、役員会の定めるところによる。

6 議事録を残し、決定事項や経緯を明文化する。

（総会の構成）

第13条　1 総会は、全会員により構成する。

2 通常総会は、年1回年度末に開催する。また、役員会が必要と認めた場合に臨時総会を開催することができる。

（総会の任務）

第14条　1　総会は、会長が招集し、全会員の3分の1以上の出席で成立する。

但し、やむを得ない事情で出席できない会員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

2　総会は、役員会の提出する議案を審議、決定する最高議決機関とする。

3　総会の議長は、事務局長とする。

4　総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

第3章　表彰および慶弔

第15条　1　満年齢90歳、85歳、80歳、70歳、60歳に達した会員に対し、それぞれ寿、紫、金、銀、赤パンツを贈呈してその活躍を讃える。但し、入会５年を経過したものに限る。

2　本クラブの名誉となる成果を挙げ、役員会が認めた者を表彰することができる。

3　表彰の方法等は、役員会で決定する。

4　会員および他団体役員への慶弔は、本クラブ会員の申告により、香典･生花･弔電･見舞金等を会長の指示により事務局が手配する。

第4章　会則等の改定

（会則の改定）

第16条　1　本会則の改正は、役員会で審議し、総会で決定する。

（附則）

1　本会則は、平成 12 年４月１日から施行する。

2　平成 19 年４月１日に一部改正施行する。

3.　平成 23 年４月 10 日に一部改正施行する。

4　平成 24 年４月１日に一部改正施行する。

5　平成 26 年４月１日に一部改正施行する。

6　平成 27 年４月１日に一部改正施行する。

7　平成 28 年４月１日に一部改正施行する。

8　平成 29 年４月１日に一部改正施行する。

9　平成 31 年４月１日に一部改正施行する。

10　令和２年４月１日に一部改正施行する。

11　令和３年４月１日に一部改正施行する。

12　令和４年４月１日に一部改正施行する。

13　令和５年４月１日に一部改訂施行する。